

令和 7 年

七宗町議会第 1 回定例会会議録

令和 7 年 2 月 2 5 日

令和 7 年 七 宗 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録	
招 集 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 5 日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	2 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分
出 席 議 員	1 番 古田好文君、2 番 堀部勝広君、3 番 松山成美君、 5 番 大鋸利光君、6 番 中島寛直君、8 番 福井徳一君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 山田俊也君、参事兼ふるさと振興課長 林佳成君、 総務課長 亀山桂児君、建設課長 福井靖信君、 支所長 加納和敏君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、住民課長 安江英樹君、 健康福祉課長 杉本泰幸君、教育課長 渡辺岳志君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 佐伯義則君 記録 後藤美智代君
七 宗 町 長 提 出 議 案 の 題 目	
	承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度七宗町一般会計補正予算(第 5 号)) 議第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例について 議第 2 号 七宗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

	一部を改正する条例について
議第 3 号	七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議第 4 号	七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第 5 号	七宗町自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
議第 6 号	七宗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第 7 号	七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第 8 号	七宗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第 9 号	七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第 10 号	七宗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第 11 号	令和 6 年度七宗町一般会計補正予算（第 6 号）
議第 12 号	令和 6 年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 13 号	令和 6 年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 14 号	令和 6 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 15 号	令和 6 年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第 2 号）
議第 16 号	令和 6 年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
議第 17 号	令和 6 年度七宗町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 18 号	令和 7 年度七宗町一般会計予算
議第 19 号	令和 7 年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算
議第 20 号	令和 7 年度七宗町介護保険事業特別会計予算
議第 21 号	令和 7 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算

	議第 2 2 号 令和 7 年度七宗町神湊財産区特別会計予算 議第 2 3 号 令和 7 年度七宗町上麻生財産区特別会計予算 議第 2 4 号 令和 7 年度七宗町中麻生財産区特別会計予算 議第 2 5 号 令和 7 年度七宗町簡易水道事業会計予算 議第 2 6 号 令和 7 年度七宗町下水道事業会計予算 議第 2 7 号 工事請負契約の変更契約の締結について 議第 2 8 号 財産の取得について 議第 2 9 号 普通財産の無償譲渡について
監 査 委 員 報 告	
	報告第 1 号 例月出納検査結果報告書について
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第 1. 会議録署名議員の指名 日程第 2. 会期の決定 日程第 3. 承認第 1 号 議第 1 号から議第 2 9 号まで 日程第 4. 七宗町選挙管理委員の選挙 日程第 5. 七宗町選挙管理委員補充員の選挙 日程第 6. 議会運営委員会委員の選任について 日程第 7. 議会報編集委員会委員の選任について
会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
	3 番 松山成美君 5 番 大鋸利光君
会期の決定について 会期は次の 9 日間に決定した。	
	令和 7 年 2 月 2 5 日から 3 月 5 日までの 9 日間
議 事 の 経 過	
開 議	午前 1 0 時 0 0 分

議長（福井徳一君）	皆さんおはようございます。 本日は、令和7年七宗町議会第1回定例会にご参集を賜り、誠にありがとうございます。 ご苦労さまでございます。 去る2月5日、市川裕隆議員より、一身上の都合により、議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、議員辞職願を同日許可しましたから、報告をいたします。 本日、ただいまの出席議員は6名で、定足数に達しております。 したがって、令和7年七宗町議会第1回定例会は成立しましたので、開会をいたします。 これより本日の会議を開きます。 諸般の報告を事務局長より行います。
局長（佐伯義則君）	諸般の報告を申し上げます。 議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。 町長から、本日付をもって承認第1号及び議第1号から議第29号までの議案が提出されました。 以上でございます。
議長（福井徳一君）	報告第1号 例月出納検査結果報告書について、監査委員より報告書が提出されましたので、配付して報告といたします。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番 松山成美君及び5番 大鋸利光君を指名します。 日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から3月5日までの9日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から3月5日までの9日間に決定し

	ました。 日程第 3、承認第 1 号及び議第 1 号から議第 29 号までを一括して議題といたします。 本案の提案理由の説明を求めます。 町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	（提案説明のため登壇） 本日、令和 7 年七宗町議会第 1 回定例会を招集しましたところ、議員各位には、ご多用の中ご参集賜り、誠にありがとうございます。 また、日頃は町政の発展にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。 さて、七宗町が今後ますますの飛躍を遂げるためには、町政のさらなる進化が必要であると考え、私は 3 月末の任期をもって町長の職から退き、現在の継続事業を確実に引き継いでいただける新しいリーダーに後を委ねることが七宗町のためだという考えから、次期町長選に出馬しないと決定をいたしました。 私が町長に就任した 4 年前の令和 3 年 3 月下旬には、岐阜県内で約 4,800 人が新型コロナウイルスに感染し、4 月の上旬に感染者は約 5,000 人を超えました。 また、岐阜県ほか 10 都道府県に発令されていた 2 回目の緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染者はその後も増加を続けたため、基本的な感染防止対策としてマスクの着用や、三密の回避、不要不急の外出自粛などを呼びかけながら、重症化リスクが高い高齢者へのワクチン接種の準備が始まった時期でもありました。 このような状況の中、各種行事の中止や事業を縮小するなど、新型コロナウイルス感染症に翻弄されながらも、国民全体で協力し、日常生活を取り戻すため、助け合いながら感染症と闘い、私も七宗町民の生命を守ることを第一優先に感染症対策に取り組んでまいりました。 こうした船出ではありましたが、町長としての 4 年間にあって、町の活性化を強力に推進するため、主要地方道可児金山線改良事業推進については、事業主体であります岐阜県と協議を続けながら要望活動を進めてまいりました。

	また、若者世代の転出抑制などを目的に、中麻生地内に子育て世帯向け町営住宅の建設に着手し、3月の完成をめどに建設が進んでおります。 次に、「安心・安全な町づくりの推進」として、道路を監視する防犯カメラや、河川の水位が確認できる防災カメラの整備や、火災時の水利と併せ、災害時における飲料水の確保を目的とした飲料水兼用耐震性貯水槽の設置をJR上麻生駅前に進めております。 そして、「次世代の子ども達に、希望が持てる未来づくり」としては、七宗町においても大切な宝である子どもたちの学習環境を確保するため、小中学校の統合に取り組みました。地域の方々や保護者のご理解をいただき、3月16日に両中学校の閉校式を開催し、七宗中学校の開校に向けて、着実に準備を進めております。 私がこうして4年間の任期を務めることができたのは、議会をはじめ町民の皆様方の温かいご支援のおかげだと、心より感謝を申し上げます。 残された1か月であります、町民の皆様が安心して過ごせることができ、また、若者が希望を展望できるような町を目指し、最後まで全力で務め上げますので、よろしくお願いいたします。 それでは、令和7年度予算の骨子について申し上げさせていただきます。 全国的に地方の町村においては少子高齢化が進み、人口減少が避けられない状況であります、新内閣では、地方創生2.0として、これからの10年間に向けて地方の魅力向上を目指すと同時に、東京圏への一極集中の是正と、人口規模が減少した地方においても経済成長し、持続可能な地域社会を守るため、地方創生を推進する施策が講じられています。 このような状況の中、七宗町においても、子育て支援、防災減災対策の推進、また、各種インフラ整備に対する膨大な予算に対応するには、長期的かつ計画的な財源確保のため、国などへの積極的な働きかけが重要となります、七宗町における税収などは厳しい状況が続く見込みの中、限られた予算において優先順位をつけ、効率的に実行できるよう令和7年度予算を編成いたしました。
--	--

	なお、令和7年度は七宗町第五次総合計画の最終年度でもあることから、第五次総合計画で示した将来像を実現するため事業を実施してまいりますので、計画に示した基本目標に沿って説明いたします。 初めに、「交流を生み出す安全で便利な生活基盤づくり」については、防災・安全交付金による町道落合葛屋線災害防除工事や、国の道路メンテナンス事業補助金を活用し、飯高橋の長寿命化修繕工事を計画しております。 また、倒木により送電停止とならないよう支障木を伐採するライフライン保全対策事業についても継続的に実施してまいります。 また、町民の皆様への情報伝達手段として活用しております防災行政無線操作卓についても、設置より10年が経過したため更新を実施いたします。 さらに、全国的にも課題になっております消防団員の成り手不足の対応として、初期消火などの支援活動を行っていただく機能別消防団員を導入し、被害を最小限に抑えることで、安心して暮らせるまちづくりを目指します。 次に、「自然と調和した快適でうるおいのある環境づくり」については、生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、水道管布設替工事を実施することで、安全で安定的、衛生的な飲料水の供給に努めます。 次に、「健康でいきいきと暮らせる思いやりの地域福祉づくり」については、成人歯周病検診の対象者を18歳から74歳までの町民に拡充をいたします。 次に、「個性と創造性を育むこころ豊かなひとづくり」については、学校教育の充実のため、令和8年4月に開校する七宗小学校として使用する現在の神淵中学校校舎に普通教室を増設するなどの大規模改修工事を実施いたします。 また、令和7年度より中学校に入学する新1年生に通学用かばんを贈り、家計の負担を補うとともに、進学のお祝いをいたします。 次に、「地域資源を生かした魅力と活力あふれる産業づくり」については、森林環境譲与税を活用した竹林整備や危険木の除去、クラウドファンディングを活用して、ふる里・里山再生事業として林道整備を実施いたします。
--	---

	最後に、「参画と協働による自主・自立のまちづくり」については、デジタル技術を活用することで地域の持続可能性を追求し、社会課題の解決と魅力向上の実現のためには、自治体DXなどの取り組みが必須であります。 まずは自治体情報システムの標準化について着実に移行できるよう、引き続き実施いたします。 また、「住み続けたい」と思える、安心できるまちづくりとしましては、進学などで転出した若者が七宗町へ戻ってきていただくため、奨学金返済支援事業を新たに実施し、安定した雇用を創出するための環境整備を実施いたします。 さて、本定例会に提案して、ご審議賜ります議案は、承認関係1件、条例関係10件、予算関係16件、その他の案件3件、合わせて30件であります。 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度七宗町一般会計補正予算（第5号））は、物価高騰に伴い、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、非課税世帯に対して3万円と、その世帯に属する子ども1人当たり2万円を給付するため、令和7年2月4日付で専決処分したもので、承認を求めるものであります。 第1条は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,568万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を35億2,455万1,000円とするものです。 議第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度などのより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設する刑法などの改正に伴い、関係する条例中の懲役や禁錮について改正するための条例であります。 なお、施行期日は令和7年6月1日とするものです。 議第2号 七宗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、職員の休業に関する法律が改正されたことに伴い、条文中の第8条の4では、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を3歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げ、第16条では、職員の配偶者などが介護を必要とする状況に至った場合は、介護両立支援制度などに関わる勤務環境の整備
--	---

	に関する措置を追加するための条例の改正であります。 なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものです。 議第 3 号 七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、条文中の第19条第 3 項の引用する法律との条ずれが発生したため改めるための条例の改正であります。 なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものです。 議第 4 号 七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、条文中の第14条第 2 項では、扶養手当のうち配偶者を削除し、同項 1 号については、子どもに対する扶養手当月額を 1 人につき 1 万 3, 000 円に充実する。 また、職員の給料月額を最低水準を引き上げるために、行政職給料表を改めることに伴い、号給切替表を適用するなどの条例を改正するものであります。 なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものです。 議第 5 号 七宗町自主運行バス設置条例の一部を改正する条例については、町内の小中学校の統合に伴う学童輸送を考慮し、町営バス路線の運行区域を延長及び現在、町営バスが運行していない交通空白地であります奥田地区、八日市地区、葉津地区に神湊循環線を新設するための条例の改正であります。 なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものです。 議第 6 号 七宗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、特殊勤務手当の種類を定める条文中の第 2 条第 2 号の町営バス運転手手当を削除するための条例の改正であります。 なお、施行期日は公布の日とするものです。 議第 7 号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、関連する制令の改正に伴い、国民健康保険税のうち基礎課税額に係る限度額 65 万円を 66 万円に、また、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額 24 万円を 26 万円に引き上げるための条例の改正であります。 なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものです。 議第 8 号 七宗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、町が管理する個別排水処理施設である合併浄化槽を新たに設置した 1 基を追加するための条例
--	---

	の改正であります。 なお、施行期日は公布の日とするものです。 議第9号 七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、消防団員等の補償基礎額を引き上げるための条例の改正であります。 なお、施行期日は令和7年4月1日とするものです。 議第10号 七宗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の処遇改善のため、活動に応じた適正な措置を講じることが義務づけられているため、この趣旨を踏まえ退職報償金制度を見直し、勤務年数区分に35年以上を追加するための条例の改正であります。 なお、施行期日は令和7年4月1日とするものです。 議第11号 令和6年度七宗町一般会計補正予算（第6号）については、第1条は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3,158万1,000円減額し、歳入歳出の予算の総額を34億9,297万円とするものであります。 主に、歳入の地方交付税の増額、国庫補助金、県支出金、繰入金の減額、歳出は各事業の完了による不用額の減額、基金積立金の増額です。 第2条、地方債の補正は、過疎対策事業債の限度額を6,260万円から4,310万円に変更するものです。 第3条、繰越明許費の補正については、2件追加があります。3款民生費、低所得者支援臨時給付金追加支援事業及び7款商工費、飛水峡ロックガーデン乗り入れ道路修繕設計業務委託料については、ともに年度内の完成が見込めないことから繰越しをお願いするものです。 議第12号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ6,958万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を4億7,242万3,000円とするものであります。 主に、歳入の県支出金、歳出の保険給付費の減額です。 議第13号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ2,539
--	--

	万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,045万3,000円とするものであります。 主に、歳入の国庫支出金、支払基金交付金、歳出の保険給付費の減額です。 議第14号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ258万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を9,313万5,000円とするものであります。 主に、歳入の後期高齢者医療保険料、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の減額です。 議第15号 令和6年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ2万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を65万1,000円とするものであります。 主に、歳入の財産収入を増額し、歳出の予備費を同額の増額です。 議第16号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入1,926万5,000円、収益的支出を1,388万3,000円の減額するものであります。 主に、収益的収入の他会計補助金、収益的支出については、事業の完了に伴う不用額の精査により委託料などの減額です。 次に、資本的収入の30万8,000円、資本的支出の2,844万2,000円の減額するものであります。 主に、資本的収入の県補助金の減額と他会計補助金の増額、資本的支出の工事請負費の事業精査による減額です。 また、企業債の限度額を4,320万円に変更するものです。 議第17号 令和6年度七宗町下水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入を1,045万円増額し、収益的支出を240万2,000円減額するものであります。 主に、収益的収入の他会計補助金の増額、収益的支出の工事請負費の事業完了に伴う不用額の減額です。 次に、資本的収入352万2,000円、資本的支出352万9,000円の減額するものであります。 主に、資本的収入の他会計出資金の減額、資本的支出の委託料の精査による減額です。
--	---

	議第18号 令和7年度七宗町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億5,000万円とするもので、前年度比1億9,000万円、5.7%の増であります。 歳入は、1款町税、5億4,108万3,000円、10款地方交付税、15億7,178万4,000円であり、14款国庫支出金と21款町債については、前年度より大幅な増額であります。 歳出は、2款総務費、7億5,340万5,000円の主なものは、庁舎整備基金積立金、自主運行バス委託料など、3款民生費、7億8,981万9,000円の主なものは、地域福祉センター管理運営委託料など、4款衛生費、1億5,057万5,000円の主なものは、可茂衛生施設利用組合負担金など。6款農林水産業費、1億4,702万8,000円の主なものは、県営中山間地域総合整備事業負担金など、8款土木費、3億1,321万6,000円の主なものは、地籍調査業務委託料など、9款消防費、2億3,066万8,000円の主なものは、耐震シェルター等設置工事補助金など、10款教育費、5億8,035万9,000円の主なものは、上麻生小学校校舎解体設計業務委託料など、12款公債費、1億7,306万3,000円であります。 議第19号 令和7年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億8,000万円で、前年度比7.7%の減であります。 歳入・歳出ともに医療給付費などの経費です。 議第20号 令和7年度七宗町介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6億3,500万円で、前年度比0.8%の減であります。 歳入・歳出ともに介護給付費等の経費です。 議第21号 令和7年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ9,500万円で、前年度比2.2%の増であります。 歳入・歳出ともに後期高齢者医療給付費などの経費です。 議第22号 令和7年度七宗町神湊財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ150万円で、前年度比15.4%の増であります。 議第23号 令和7年度七宗町上麻生財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ60万円で、前年度比518.6%の増であります。
--	--

	議第24号 令和7年度七宗町中麻生財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ70万円で、前年度比1.8%の減であります。 議第25号 令和7年度七宗町簡易水道事業会計予算については、収益的収入は1億9,835万2,000円で、資本的収入は1億4,007万円とするものです。 主に、水道料金、出資金や補助金などです。 支出は、利益的支出は2億、ごめんなさい、収益的支出は2億5,591万9,000円で、資本的支出は1億4,007万円とするものです。 主に、交付金などを活用した水道管布設替工事などです。 議第26号 令和7年度七宗町下水道事業会計予算については、収益的収入は1億5,919万2,000円で、資本的収入は6,312万8,000円とするものです。 主に、下水道使用料、補助金や出資金です。 支出は、収益的支出は1億7,323万7,000円で、資本的支出は5,859万8,000円とするものです。 主に、施設設備機械等の維持管理費及び企業債償還金です。 議第27号 工事請負契約の変更契約の締結については、令和6年9月13日に議決いただきました道路メンテナンス補助事業、大柿橋修繕工事につきまして、契約金額増額による変更契約の締結について、七宗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。 議第28号 財産の取得については、学校においてICTを活用した授業を行い、情報活用能力を高めるため、1人1台タブレット端末を利用できるICT環境整備のため、岐阜県が実施したタブレットの共同購入におけるプロポーザルにて選定されました教育産業株式会社岐阜営業所と、1月15日にGIGAスクールタブレット端末購入事業の仮契約を締結いたしました。 本契約については、七宗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。 議第29号 普通財産の無償譲渡については、昭和50年に契約した七宗町分収造林事業の契約期間が終了を迎えることか
--	--

	ら、本町の収益分について、契約相手方に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。 以上のとおり、議案に対する提案説明を申し上げましたが、令和7年度の予算の執行につきましては、社会経済の情勢の変化や町民のニーズを把握し、事業の効果を検証した上で優先度を決定するとともに、事業を見直すことにより経費の節減に努めたいと考えております。 また、行政に対するニーズも複雑化・多様化する中、町職員に対する期待も大きなものとなってきております。 七宗町が将来にわたって活力ある地域社会を実現していくためにも、各種課題の解決に向けて、関係する皆さんと一致団結して積極果敢に取り組んでいかなければなりません。 その取り組みにより、町民の皆さんが日々の生活の中で喜びを感じ、幸福感が得られ、明るい笑顔で住み続けられる七宗町であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、本日ご提出いたしました議案に対しましては、ご審議の上、ご決定賜りますことをお願い申し上げます。 よろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	これより議案に対する質疑を行います。 質疑は質問席で行ってください。 最初に、何点質疑があるかを述べ、1議題ずつ質疑をお願いいたします。 それでは、質疑はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 お諮りいたします。 承認第1号及び議第1号から議第29号までは、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>

議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、承認第１号及び議第１号から議第29号までは、議案等付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をしました。 なお、審査結果は、委員会が終了次第、速やかに本職に報告をお願いします。 日程第４、七宗町選挙管理委員の選挙を行います。 お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。 お諮りいたします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定をしました。 それでは、選挙管理委員には、塚本照通君、井戸正俊君、後藤文雄君、可児智恵子君、以上の方を指名します。 お諮りいたします。 ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました、塚本照通君、井戸正俊君、後藤文雄君、可児智恵子君、以上の方が七宗町選挙管理委員に当選をされました。 日程第５、七宗町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

	お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。 お諮りいたします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定をしました。 それでは、選挙管理委員補充員には、堀部章比己君、前嶋陵志君、井戸雅喜君、上野一司君、以上の方を指名します。 お諮りいたします。 ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選者と定めることに異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名をしました、堀部章比己君、前嶋陵志君、井戸雅喜君、上野一司君、以上の方が、七宗町選挙管理委員補充員に当選されました。 次に、補充の順序についてお諮りいたします。 補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順

	序に決定をしました。 日程第 6、議会運営委員会委員の選任についてを行います。 これについては欠員によるものです。 お諮りいたします。 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員会委員の選任については、議長において指名することに決定しました。 それでは、ただいまから委員を事務局長より発表させます。
局長（佐伯義則君）	（発表） 議会運営委員会委員、大鋸利光議員。 以上です。
議長（福井徳一君）	お諮りいたします。 ただいま事務局長が発表しましたとおり、議会運営委員会委員に指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、発表しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定をしました。 これより、議会運営委員会開催のため、暫時休憩とします。
局長（佐伯義則君）	お知らせします。 これより議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは委員会室にお集まりください。 そのほかの皆さんは、このままお待ちください。

	(午前 10 時 46 分 休憩) (午前 10 時 48 分 再開)
議長 (福井徳一君)	休憩前に続き会議を開きます。 委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選しましたので、事務局長より発表させます。
局長 (佐伯義則君)	(発表) 議会運営委員会委員長、古田好文議員、副委員長、松山成美議員。 以上です。
議長 (福井徳一君)	これで、議会運営委員会正副委員長の発表を終わります。 日程第7、議会報編集委員会委員の選任についてを行います。 これについても欠員によるものです。 お諮りいたします。 議会報編集委員会委員の選任については、議会報発行に関する条例第3条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長 (福井徳一君)	異議なしと認めます。 したがって、議会報編集委員会委員の選任については、議長において指名することに決定しました。 それでは、ただいまから委員を事務局長より発表させます。
局長 (佐伯義則君)	(発表) 議会報編集委員会委員、松山成美議員。 以上です。
議長 (福井徳一君)	お諮りいたします。 ただいま事務局長が発表しましたとおり、議会報編集委員会委員に指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。

	<「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、発表しましたとおり、議会報編集委員会委員に選任することに決定をしました。 これより議会報編集委員会開催のため、暫時休憩をします。
局長（佐伯義則君）	お知らせします。 これより議会報編集委員会を開催しますので、委員の皆さんは委員会室へお集まりください。 そのほかの皆さんは、このままお待ちください。
	（午前１０時５０分 休憩） （午前１０時５２分 再開）
議長（福井徳一君）	休憩前に続き会議を開きます。 議会報発行に関する条例第４条第２項の規定により、議会報編集委員会の副委員長を互選しましたので、事務局長より発表させます。
局長（佐伯義則君）	（発表） 議会報編集委員会副委員長、松山成美議員。 以上です。
議長（福井徳一君）	これで、議会報編集委員会副委員長の発表を終わります。 お諮りいたします。 委員会審査及び議案精読のため、明日２月２６日から３月４日までを休会としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、明日２月２６日から３月４日までを休会とすることに決定をしました。 ３月５日は午後１時３０分までにご参集くださいますようお願いを申し上げます。

	5日の日程は追って配付をいたします。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会とします。 ご苦労さまでした。 (午前10時54分 散会)
--	---

令和 7 年 七 宗 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録	
招 集 年 月 日	令和 7 年 3 月 5 日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	3 月 5 日 午後 1 時 3 0 分
出 席 議 員	1 番 古田好文君、2 番 堀部勝広君、3 番 松山成美君、 5 番 大鋸利光君、6 番 中島寛直君、8 番 福井徳一君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 山田俊也君、参事兼ふるさと振興課長 林佳成君、 総務課長 亀山桂児君、建設課長 福井靖信君、 支所長 加納和敏君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、住民課長 安江英樹君、 健康福祉課長 杉本泰幸君、教育課長 渡辺岳志君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 佐伯義則君 記録 後藤美智代君
七宗町議会議員提出議案の題目（追加）	
	発議第 1 号 七宗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	

	日程第 1．町政一般に対する質問 日程第 2．承認第 1 号 議第 1 号から議第 29 号まで 追加日程第 1．発議第 1 号
議 事 の 経 過	
開	議 午後 1 時 3 0 分
議長（福井徳一君）	皆さんこんにちは。 本日は、令和 7 年七宗町議会第 1 回定例会、最終日となりますので、よろしくお願いをいたします。 ただいまの出席議員は 6 名で、定足数に達しております。 これより本日の会議を開きます。 諸般の報告を事務局長より報告させます。
局長（佐伯義則君）	諸般の報告を申し上げます。 議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。 以上でございます。
議長（福井徳一君）	日程第 1、町政一般に対する質問を行います。 発言の通告がありますので、順次発言を許します。 質問は質問席でお願いします。 答弁は自席でお願いをいたします。 初めに、議席番号 1 番 古田好文君。
1 番（古田好文君）	（質問のため登壇） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。 買い物支援について。 12 月の一般質問でスーパー誘致に関わる補助金などの優遇についてをお尋ねしましたが、現行の補助金交付要綱では事業主に出店していただく交渉材料に乏しく、また、要綱を改定するにも時間がかかり過ぎると判断しましたので、このスーパー誘致については、今後、熟慮した上でご質問させていた

	だきたいと思います。 さて、今回は買い物支援のうち、インターネットを介して商品を注文し購入するネットスーパーの活用について、お尋ねさせていただきます。 買い物に出かけることが困難な高齢者などに行政からタブレットを貸与し、そのタブレットを使って商品を購入することができるシステムを構築してはいかがでしょうか。 不慣れな方でも分かりやすい画像付きのマニュアルを作成し、時にはエリアごとの勉強会を開催し操作方法などを習得していただくことで、商品が自宅に居ながら注文でき、最短翌日には商品が届くようになれば大変便利であると思いますが、いかがでしょうか。 現在ではタブレットも安価になり、操作方法も簡単になっているので、高齢者でもハードルは高くないと思います。 また、七宗町の翌日配達ができるエリアに含まれており、区域外のエリアであっても企業努力によりエリアを拡大していると伺っております。 タブレットの導入によるネットスーパー利用促進についてどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁） それでは、買い物支援について答弁をさせていただきます。 まず、スーパーの誘致に関し、もう少し熟慮いただけることでございますが、議員が思っておられるような結果には至らず、申し訳なく思うところでございますが、実情や状況を鑑み、今後の課題として引き続き検討してまいりたいと存じます。 さて、ご質問のネットスーパーの活用についてですが、国は、令和5年12月にデジタル田園都市国家構想を閣議決定し、デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取り組みを基礎条件整備として掲げ、推進を図っておられます。 また、岐阜県においても、産官学が垣根を越え、オール岐阜

	体制でデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を推進するため、岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定し、デジタル化を推進しておられます。 そんな中、当町におきましても、今年度改定版が出来上がる予定の総合戦略や、来年度改定を目指す第六次総合計画においてもデジタル戦略についてを盛り込み、デジタルを推進してまいりたいと考えており、このネットスーパーの活用という話題は、今後目指すものの一つであると考えます。 折しも、町内では商店等が閉店されたり廃業されたりしており、買い物に関しては十分な町ではないと認識しており、それに代わるものとしてネットスーパーの利用は必要なことであると判断しており、今後、ＤＸを推進していく上で取り組んでまいりたいと考えております。 なお、ご質問の中に、行政からのタブレットの貸与についてのご意見がございましたが、既にインターネットを利用して商品を購入していらっしゃる方があるという観点から考えますと、個人的な利用に対し行政から機器を貸与することは、公平性に欠けるのではないかと思うところでもございますので、機器の貸与については現在のところ考えておりません。 いずれにしましても、町民の皆さんも、このＤＸ、デジタル・トランスフォーメーションについては、身近にあるスマートフォンやタブレットから関心を持っていただき、日頃からＤＸを意識した暮らしをしていただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	古田好文君。
１番（古田好文君）	（質問のため登壇） ご答弁ありがとうございました。 これからは私の所見とお願い事なのでご答弁はいただかなくて結構です。 ＤＸ推進については重要なことと理解しておりますが、買い物支援を求めておられる町民の方にＤＸを意識していただくために、スマートフォンなどで安心して簡単に注文ができ、商品は着払いで完了する流れを、各地区で講習会、説明会の折には、ネットスーパー活用法も交えてご説明をお願いいた

	します。 続きまして、２項目の質問をさせていただきます。 ロックタウンプラザ野彩ひろばについて。 ロックタウンプラザの売場に活気を戻すための方策や生産者組合の組織化について、現在の進捗状況をお聞かせください。 なお、私の思いとしましては、野菜の調達が一番確実で安定するのはＪＡの組合ルートより野菜を確保することだと思いますが、いかがでしょうか。 ご答弁をお願いいたします。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁） それでは、ロックタウンプラザ野彩ひろばについて答弁をさせていただきます。 ロックタウンプラザの売場に活気を戻すための方策や生産組合の組織化についての進捗状況についてお尋ねですが、ふるさと振興課としましては、去る１月２３日木曜日に、木の国七宗コミュニティセンターで、ロックタウンプラザの野彩ひろばに野菜等を出荷してくださっている出荷者を対象に、安全で安心できる野菜の出荷を目指してと題して、東京にあります公益社団法人緑の安全推進協会のご協力を得て講師をお招きし、セミナーを開催しました。 その際に、参加者の皆さんには、あと１粒、あと１本、あと１個でいいですから、余分に種をまき、収穫し、出荷をしてほしいとお願いをさせていただきました。 また、セミナー後には野菜の作り方を教えてほしいとか、もっと仲間を増やしてほしいとのご意見をいただきました。 改めて、出荷者の皆様の強い思いを感じることができ、よい機会であったと自負しているところでございます。 ふるさと振興課としましても、さらに生産者の育成や生産組合等の組織化に向けて取り組む必要があると考えておるところでございます。 また、野菜の調達について、ＪＡと連携してはどうかとのことですが、既にＪＡめぐみのの関係者とは協議を進めており、

	J A直営の販売所等からの野菜等を入荷し、品数を増やし、活気を取り戻すことができないかと考えておりますが、町内で野菜や果物を取り扱っていらっしゃる商店もありますので、引き続き状況を注視しながら取り組んでまいりたいと考えております。 いずれにしましても、生産者の確保を含め、栽培技術の向上や加工品等の製造に取り組むことができるよう、さらに善処してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げ、あわせて、野菜の栽培や出荷、集荷について、議員各位にもさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	古田好文君。
1 番（古田好文君）	（所見） ご答弁ありがとうございました。 野菜の出荷を目指してのセミナー開催は、ご努力に感謝いたします。 J Aめぐみのの関係者との協議は現実味があり、精力的に進めていただき、少しでも新ルートの仕入れにより早く野菜広場が潤うことを願います。 そこでロックタウンプラザの売上げ、利益向上に、ふるさと振興課だけでなく行政も支援されることを望みます。 私からは以上です。
議長（福井徳一君）	続きまして、議席番号3番 松山成美君。
3 番（松山成美君）	（質問のため登壇） 議席番号3番、松山成美です。 議長によりお許しをいただきましたので、通告のとおり、七宗町消防団組織の機能別消防団員について質問させていただきます。 令和6年12月定例会において、消防団員の成り手不足の解消、初期消火等の支援活動、後方支援活動の充実を図るために、七宗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正しました。

	第2条第2項、消防団員の種類は、基本団員及び機能別団員とし、次の各号に掲げる区分とするとあります。 1号で、基本団員は、機能別団員以外の消防団員、2号においては、機能別団員は、町長が別に定める特定の職務に限り従事する消防団員、機能別団員について新たに加えられ、第3条第2項において、機能別団員の任命については、前項に定めるもののほか、要綱で定めるとありますが、機能別団員の定数、資格、年齢等を要綱で定められ、広く町民の皆さんに募集し、消防団組織として、いつから活動するのかをお尋ねいたします。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 総務課長 亀山桂児君。
総務課長（亀山桂児君）	（答弁） それでは、七宗町消防団組織の機能別団員について答弁をいたします。 近年は、局地的な大雨により全国各地で甚大な被害が頻発化している中、地域に密着した消防団員の方々は、災害発生時にはいち早く現場に駆けつけ、避難誘導、被災者救助など、献身的に活動をしていただいておりますが、七宗町をはじめ全国各地の町村では過疎化が進み、消防団員の確保が厳しい状況となっております。 このような状況の中、岐阜県においては消防団員確保対策として、市町村と一体となり、オール岐阜による取り組みが令和6年度から始まっております。 その取り組みとしましては、被雇用者の入団促進のため事業所を訪問し、従業員の入団や消防団活動への協力と、事業所に対する減税制度の活用などです。 また、広報活動としては、ポスターやのぼりの作成、大型商業施設へのPRなどです。 特に学生など若者の加入促進としましては、消防団活動を紹介したパンフレットを配布することで、消防団員としてのやりがいを知っていただくなど、関係団体と協力しながら団員の増加を目指しておりますが、消防団員の確保は厳しい状況が続いております。

	しかし、今後予想される大規模災害をはじめ、豪雨による風水害の発生が危惧される中、被害を最小限にとどめるためには、地域防災力の中核を担う消防団員が重要となることから、七宗町では現在の消防団員の負担軽減と、日中の火災時における初期消火や支援活動における出動人員確保のため、機能別消防団員を令和7年より設置することを決定しました。 機能別消防団員の詳細につきましては、七宗町消防団機能別団員の任務、身分等に関する要綱において定めておりますが、資格については、元消防団員、または消防職務に従事された経験がある方で、日中の災害時等に出動できる方と限定はしておりますが、幅広く応募いただくため、年齢制限は設けておりません。 また、定員につきましては、七宗町消防団員の定員等に関する条例で定める170名の定数に含まれることから、活動中のけがに対しては公務災害補償が適用されます。 なお、年俸や活動服などの支給はありませんが、活動中の安全を確保するため、ヘルメットのみを貸与する予定であります。 このような内容を明記した募集チラシを、2月20日に地区の回覧として配布すると同時に、町のホームページに掲載するなど、趣旨に賛同していただける方の募集を行っております。 応募いただきました方には、4月1日より機能別消防団員として活動をしていただきますので、ご理解とご協力をお願いし、答弁いたします。
議長（福井徳一君）	松山成美君。
3 番（松山成美君）	ご答弁ありがとうございました。 これで終わります。
議長（福井徳一君）	以上で町政一般に対する質問を終わります。 お諮りいたします。 これより暫時休憩いたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>

議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、暫時休憩することに決定をいたしました。 ただいまより暫時休憩します。
	（午後１時３０分 休憩） （午後４時００分 再開）
議長（福井徳一君）	それでは、休憩前に続き会議を開きます。 日程第２、承認第１号及び議第１号から議第29号までを一括して議題とします。 各常任委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。 初めに、総務建設常任委員会委員長 古田好文君。
総務建設常任委員長 （古田好文君）	（報告のため登壇） 議長より報告を求められましたので、総務建設常任委員会における審査の概要並びに結果について報告申し上げます。 ２月25日、本委員会に付託されました刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ほか27議案について、２月25日、26日、27日の３日間、委員会を開催し、担当課の職員から議案に対する詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、議第１号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議第２号 七宗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議第３号 七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議第４号 七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第５号 七宗町自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、議第６号 七宗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議第７号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第８号 七宗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議第９号 七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議第10号 七宗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議第11号 令和６年度七宗町一般会計補正予算（第６号）中、総務建設関係、議第12号 令和６年

	度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、総務建設関係、議第13号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）中、総務建設関係、議第14号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、総務建設関係、議第15号 令和6年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第2号）、議第16号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第4号）、議第17号 令和6年度七宗町下水道事業会計補正予算（第3号）、議第18号 令和7年度七宗町一般会計予算中、総務建設関係、議第19号 令和7年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算中、総務建設関係、議第20号 令和7年度七宗町介護保険事業特別会計予算中、総務建設関係、議第21号 令和7年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算中、総務建設関係、議第22号 令和7年度七宗町神淵財産区特別会計予算、議第23号 令和7年度七宗町上麻生財産区特別会計予算、議第24号 令和7年度七宗町中麻生財産区特別会計予算、議第25号 令和7年度七宗町簡易水道事業会計予算、議第26号 令和7年度七宗町下水道事業会計予算、議第27号 工事請負契約の変更契約の締結について、議第29号 普通財産の無償譲渡については、報告書にありますとおり、全員賛成で原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。 以上、総務建設常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。 以上です。
議長（福井徳一君）	続きまして、教育民生常任委員会委員長 大鋸利光君。
教育民生常任委員長 （大鋸利光君）	（報告のため登壇） 議長より報告を求められましたので、教育民生常任委員会における審査の概要並びに結果について報告申し上げます。 2月25日、本委員会に付託されました専決処分の承認を求めることについて、予算関係ほか9議案について、2月25日、26日、27日の3日間、委員会を開催し、担当課の職員から議案に対する詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度七宗町一般会計補正予算（第5号））は、報告書にありますと

	おり、全員賛成で原案のとおり承認すべきものと決定しました。 また、議第11号 令和6年度七宗町一般会計補正予算（第6号）中、教育民生関係、議第12号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、教育民生関係、議第13号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）中、教育民生関係、議第14号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、教育民生関係、議第18号 令和7年度七宗町一般会計予算中、教育民生関係、議第19号 令和7年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算中、教育民生関係、議第20号 令和7年度七宗町介護保険事業特別会計予算中、教育民生関係、議第21号 令和7年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算中、教育民生関係、議第28号 財産の取得については、報告書にありますとおり、全員賛成で原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。 以上、教育民生常任委員会の審査報告とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	以上で各常任委員長の審査結果の報告を終わります。 ただいま議題となっています承認第1号及び議第1号から議第29号までの委員長の審査結果に対する討論を行います。 討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	討論なしと認めます。 これより承認第1号及び議第1号から議第10号までを採決いたします。 承認第1号に対する委員長の報告は承認、議第1号から議第10号までに対する常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、承認第1号、議第1号から議第10号までは、常

	任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、議第11号から議第17号までを採決をいたします。 本案に対する各常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第11号から議第17号までは、各常任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、議第18号から議第26号までを採決いたします。 本案に対する各常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第18号から議第26号までは、各常任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、議第27号から議第29号までを採決をいたします。 本案に対する各常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第27号から議第29号までは、各常任委員長の報告のとおり可決されました。 お諮りいたします。 議席番号1番 古田好文君ほか2名から発議第1号が提出をされました。 これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いをします。

	これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 発議第1号を追加日程第1とし、議題とすることに決定をしました。 追加日程第1、発議第1号 七宗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 議席番号1番 古田好文君。
1 番（古田好文君）	（提案説明のため登壇） それでは、発議第1号について説明させていただきます。 発議第1号 七宗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案は別紙のとおり、地方自治法第112条及び七宗町議会会議規則第14条の規定により提出します。 令和7年3月5日、七宗町議会議長 福井徳一様。 提出者、七宗町議会議員 古田好文。 賛成者、七宗町議会議員 中島寛直、同じく七宗町議会議員 松山成美。 議案に対する案につきましては、先般2月18日、全員協議会におきまして議会事務局長より説明をいただきましたので、割愛させていただきます。 提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、本条例を提案するものです。 以上で発議の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 <「ありません」の声あり>

議長（福井徳一君）	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、発議第１号を採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、発議第１号 七宗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。 令和７年七宗町議会第１回定例会を閉会とします。 お疲れさまでした。 （午後４時１７分 閉会）

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。	
	議会議長 福 井 徳 一 署名議員 松 山 成 美 署名議員 大 鋸 利 光